

『歩船鈔』における難易二道判の展開——存覚の十宗観に基づく浄土宗の教判論——

武 宮 真 如

はじめに

本研究は、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけて存した学僧である存覚（一二九〇—一三七三）について、法然（一一三三—一二二二）によって一宗として立てられた浄土門流としての側面を指摘するものである。

存覚は正応三（一二九〇）年六月四日に生まれ、嘉元元（一二三〇）年に東大寺で授戒し、顕密両教を修学した。^① 応安六（一二七三）年二月二八日に没するまで、存覚の事績は本地垂迹説の展開、十宗体制における浄土宗の宣揚、日蓮門流との宗論、『選択本願念仏集』（以下『選択集』）や『顕浄土真実教行証文類』の注釈、説話を用いた唱導、女人往生への言及など多岐にわたる。このように多様な事績を有する存覚の教学について、先行研究では親鸞門流という側面に集中して関心が寄せられ、高祖父である親鸞（一一七三—一二六二）との関わりを中心に論じられてきた。結果として存覚その人に対する評価も親鸞門流の範囲を出ず、学際研究における存覚の位置

まで限定されるきらいがある。

ただし、存覚は元亨四（一二三四）年に著した『破邪顕正抄』で「浄土宗をくはへんとき十宗と号せんこと、またなにのさまたげかあらん。」^② といい、暦応元（一二三八）年に著した『歩船鈔』で「浄土宗を加て十宗と云べし。」^③ と主張するように、少なくとも一四年にわたり、法然によって一宗として立てられた浄土宗を十宗に位置付けようと試みている。^④ そこで本論では親鸞門流よりも広い範囲である浄土門流という視座を設け、『歩船鈔』を検討する。

『歩船鈔』は難易二道判に基づき法相宗、三論宗、華嚴宗、天台宗、真言宗、律宗、俱舍宗、成実宗、仏心宗、浄土宗の十宗を概説する書物である。このような構成から、先行研究では仏教綱要書との関連や、存覚が諸宗をどのように理解していたのかといった研究蓄積が重ねられてきた。^⑤ しかし、浄土門流がよって立つところの浄土宗の項はほとんど検討されていない。^⑥

浄土宗の項で用いられる教判論は、本論で指摘するように、聖浄二門判よりも難易二道判に力点を置いて法然の教判論を再構成した

ものと考えられる。このことは、存覚が法然の言説と違わないよう注意しながら、十宗における浄土宗の役割を機根の適否に応じるものと規定したためではないだろうか。

これを明らかにするため、本論ではまず法然と『歩船鈔』の教判論を比較する。法然と『歩船鈔』は、いずれも専修念仏を勧めるために聖浄二門判と難易二道判に言及するほか、複数の共通点を有している。ただし、法然が聖浄二門判の次に難易二道判に言及する一方、『歩船鈔』は先に難易二道判に言及するため順序が異なる。

このような順序について注意されるのは、聖道門の得道を認めず行者の機根をあらかじめ規定する側面を有する聖浄二門判と、必ずしも難行による得道を否定せず行法の選択を行者に委ねる側面を有する難易二道判の違い、つまり他宗の教義を問題にするか、個人の機根を問題にするかである。

次に、右の異同を踏まえ、鎌倉時代から南北朝時代にかけての諸宗論を概観する。そして、諍論や偏執を控えること、諸宗の得道を認めること、機根の多様さを認めることの三点が当時の学僧に留意されたことを指摘する。また、難易二道判に立脚する『歩船鈔』がこれらの留意点を踏まえることと、それが当時に流布した法然の言説に違わないことを指摘する。

最後に、あらためて浄土宗の項を検討し、日蓮教学による難易二道判批判に応答する側面を指摘する。

読解の便を図るため、本論文では原則として通用字体を用いた。

引用に際し、適宜に漢文を書き下し、片仮名を平仮名に改めた。引用文中の傍線や網掛けは論者が付した。

一 難易二道判に力点を置く『歩船鈔』

ここでは法然と『歩船鈔』の教判論を比較する。法然と『歩船鈔』は、いずれも専修念仏を勧めるために聖浄二門判と難易二道判に言及し、智顗（五三八―五九七）や基（六三一―六八二）を引き合いに出して教判論を担保している。また、聖道門・浄土門Ⅱ難行道・易行道Ⅱ三乗・浄土であると述べている。このような共通点が認められることから、『歩船鈔』の教判論は法然の教判論に基づき構成されたと考えられる。

ただし、聖浄二門判の次に難易二道判に言及する法然とは異なり、『歩船鈔』は難易二道判の次に聖浄二門判に言及している。そこで聖浄二門判と難易二道判に目を向けると、他宗の教義を問題にするか、個人の機根を問題にするかという点が注意される。

一 ― 法然の教判論

法然の教判論は『選択集』および『逆修説法』に体系化されたものが認められる。以下これらを概観する。

『選択集』は浄土宗の説明に際し、まず道綽（五六二―六四五）に基づき、一代仏教を聖道門と浄土門の二門に分類する聖浄二門判に言及する。

今此の浄土宗は、若し道綽禪師の意に依らば、二門を立てて一切を摂す。所謂る聖道門・浄土門是なり。^⑧

次に、このような理解が道綽に限らないと述べ、曇鸞（四七六―五四二）、智顗、迦才（生没年不詳）、基を挙げる。

此の宗の中に二門を立つることは、独り道綽のみに非ず。曇鸞・天台・迦才・慈恩等の諸師皆此の意有り。^⑨

そして、次のように曇鸞『無量寿経優婆塞舍願生偈註』（以下『論註』）を通じて、難行道と易行道の二道を挙げる難易二道判に言及する。

且く曇鸞法師の『往生論の注』に云く、「謹みて龍樹菩薩の『十住毘婆娑』を案ずるに云く、菩薩阿毘跋致を求むるに二種の道有り。一には難行道、二には易行道なりと。（中略）」已上此の中の難行道は即ち是聖道門なり。易行道は即ち是浄土門なり。難行・易行、聖道・浄土、其の言異りと雖も、其の意は同じ。天台・迦才之に同じ、知るべし。^⑩

ここでいう聖浄二門判と難易二道判は同義であるという。また、智顗や迦才を引き合いに出して教判論を担保している。

続いて『選択集』は、基の撰述と伝えられる『西方要決』を引用する。^⑪そして、次のように述べている。

此の中の三乗は即ち是聖道門の意なり。浄土は即ち是浄土門の意なり。三乗・浄土、聖道・浄土、其の名異りと雖も、其の意亦同じ。浄土宗の学者、先づ須く此の旨を知るべし。^⑫

『西方要決』における三乗とは聖道門の意であり、浄土とは浄土門の意であるという。また、名称が異なっても同じ意であると注意している。つまり、聖道門・浄土門＝難行道・易行道＝三乗・浄土であると述べている。

このように『選択集』は聖浄二門判の次に難易二道判に言及し、智顗、迦才、基を引き合いに出して教判論を担保している。また、聖道門・浄土門＝難行道・易行道＝三乗・浄土であると述べている。同じ教判論を展開するのが、法然が逆修の導師を務めた際の説法を伝える『逆修説法』である。

今我浄土宗には道綽禪師の『安楽集』に聖道・浄土の二教を立つ。一代聖教五千余軸、此の二門をば出ず。（中略）此の二門を立ことは、道綽一師のみに非ず。曇鸞法師も龍樹菩薩の『十住毘婆娑論』を引いて難行・易行の二道を立たまへり。^⑬

聖浄二門判の次に難易二道判に言及している。また次のように述べている。

此の二道を立ことは、曇鸞一師に限ず。天台の『十疑論』にも同く引釈し給へり。又迦才の『浄土論』にも同く引けり。其難行道とは即聖道門なり、易行道とは即浄土門なり。^⑭

伝智顗『十疑論』や迦才『浄土論』を引き合いに出して教判論を担保している。また、聖浄二門判と難易二道判が同義である旨を述べている。

続いて伝基『西方要決』を引用し、聖道門・浄土門＝難行道・易

行道Ⅱ三乗・浄土であると述べている。

加之又慈恩大師云、「親たり聖化に逢、道三乗悟り、福薄く因疎なるをば、勸て浄土に帰しむと。」云 此の中に三乗とは即聖道門なり、浄土とは即浄土門なり。難行・易行、三乗・浄土、聖道・浄土、其の言異と雖、其の意皆同じ。¹⁵⁾

このように『逆修説法』もまた『選択集』と同じ教判論を展開している。

以上、法然の教判論を概観した。法然の教判論は、聖浄二門判の次に難易二道判に言及し、智顗や迦才や基を引き合いに出して教判論を担保していた。また、聖道門・浄土門Ⅱ難行道・易行道Ⅱ三乗・浄土であると述べていた。

一―二 『歩船鈔』の教判論

右を踏まえ、ここでは『歩船鈔』の教判論を検討する。法然と『歩船鈔』の教判論は同様の展開を見せるものの、聖浄二門判と難易二道判に言及する順序が異なる。¹⁶⁾

『歩船鈔』は浄土宗の項において、まず次のように述べている。

浄土宗の意は、難行・易行の二道を立て一代を分別す。難行道と云は、此土の入聖得果自力修入の道なり、大小乗の諸経に明す所、是なり。易行道と云は、捨身他世往生極楽の道なり、三部の妙典に顕す所、是なり。¹⁷⁾

浄土宗は一代仏教に難行道と易行道の二道を立てると述べ、難易二

道判に言及している。

続いて『歩船鈔』は、難易二道判の出典が『十住毘婆沙論』であるといい、『選択集』と同じく『論註』を引用する。¹⁸⁾そして、次のように難易二道判が曇鸞のみの見解でないと述べ、聖浄二門判に言及する。

鸞師のみに非ず、自他宗の祖師一代を料簡するに、多く此の意を存ぜり。所謂道綽の『安楽集』に聖道・浄土と立たるは、今の難易の二道なり。¹⁹⁾

このように『歩船鈔』は難易二道判の次に聖浄二門判に言及している。

続いて『歩船鈔』は次のように基や智顗を引き合いに出して教判論を担保する。

慈恩の『西方要決』に「三乗」・「浄土」と云へるも、又聖道・浄土の二門なり。行に就て分時は難行・易行と云、凡聖に付て論ずる時は聖道・浄土と名るなり。又天台大師の『十疑』にも、龍樹の論判に依て、穢土の修行の成じ難き事を顕し、浄土の証悟の決定なる義を判ぜり。²⁰⁾

聖道・浄土が難行・易行に相当し、伝基『西方要決』の三乗・浄土が聖道・浄土に相当すると述べている。また、伝智顗『十疑論』に言及している。先に見たように、法然の教判論も『西方要決』や『十疑論』に言及して教判論を担保していた。

まとめると、『歩船鈔』と法然の教判論は、専修念仏を勧めるた

めに聖浄二門判と難易二道判に言及し、智顗や基を用いて教判論を担保していた。また、聖道門・浄土門Ⅱ難行道・易行道Ⅱ三乗・浄土であると述べていた。

このような共通点が認められることから、『歩船鈔』の教判論は法然の教判論に基づき構成されたと考えられる。ただし、聖浄二門判の次に難易二道判に言及する法然とは異なり、『歩船鈔』は難易二道判の次に聖浄二門判に言及していた。

法然においても『歩船鈔』においても聖浄二門判と難易二道判は同義であり、専修念仏を勧める点で変わりはない。それにもかかわらず、なぜ存覚は法然と順序を違えたのだろうか。

一―三 聖浄二門判と難易二道判

聖浄二門判と難易二道判の特徴の一つとして注意されるのは、他宗の教義を問題にするか、個人の機根を問題にするかである。まず聖浄二門判について『選択集』は、

『安楽集』の上に云く、「(中略) 一には謂く聖道、二には謂く往生浄土なり。其れ聖道の一種は今の時証し難し。一には大聖を去れること遙遠なるに由る。二には理は深く解は微なるに由る。是の故に『大集月藏経』に云く、我が末法の時の中の億々の衆生、行を起し道を修せむに、未だ一人として得る者有らず。当今は末法、是五濁悪世なり。唯浄土の一門のみ有りて通入すべき路なり。²¹⁾

といい、聖道門の得道を認めない『安楽集』の語句を引用している。また『選択集』で法然自身が述べるところには、

凡そ此の『集』の中に聖道・浄土の二門を立つる意は、聖道を捨てて浄土門に入らしめむが為なり。此に就きて二の由有り。一には大聖を去れること遙遠なるに由る。二には理深く解微なるに由る。²²⁾

とあり、聖道門を捨てるよう勧める表現や、行者の機根をあらかじめ規定する表現が認められる。このような聖道門の得道を認めない側面や行者の機根をあらかじめ規定する表現が幾多の批判を招いたことは周知のとおりである。

明恵(一一七三―一二三三)によって建暦一(一二二二)年に著された『摧邪輪』は、次の二重傍線で示すように、万人の機根をあらかじめ劣ると規定するのは無礼であると批判している。

若し汝が言ふ所のごとき一文を守らば、称名の行は是下劣根機の為に説く所なり。十住毘婆沙論第四に云ふがごとし。(中略)

此に依て言へば称名の一行は劣根一類の為に授くる所なり。汝何天下の諸人を以て皆下劣の根機と為すや。無礼の至称計すべからず。²³⁾

その一方、二重傍線で示したように、機根の劣る者のために称名念仏を勧めることは可としたようである。少なくとも『摧邪輪』に対しては、聖浄二門判よりも穏当な教判論が難易二道判であるといえよう。

そもそも機根の劣る者のために難易二道判を用いて称名念仏を勧めたのは源信（九四二—一〇一七）である。源信が寛和元（九八五）年に著した『往生要集』の序文には、

夫れ往生極楽の教行は、濁世末代の目足なり。道俗貴賤、誰か帰せざる者あらむ。但し顕密の教法、其の文一に非ず。事理の業因、其の行是多し。利智精進の人は、未だ難しと為す。予が「ごとき頑魯の者、豈に敢へむや。是の故に念仏の一の門に依りて、聊に経論の要文を集す。之を披き之を修するに、覚し易く行じ易し。」²⁴

といい、顕密の教法は智慧の優れる行者には難くないものの、自身（源信を指す）のように愚かな者には困難であるため、行じやすい念仏を勧めると述べている。その行じやすい念仏を進める際に難易二道判を用いるのが『往生要集』の次の箇所である。

又不退転の位に至るに難易の二の道有り。易行道と言ふは即ち是念仏なり。故に『十住婆娑』の第三に云く、「世間の道に難有り易有り、陸道は歩より行きて則ち苦し、水道は船に乗りて則ち楽しきがごとし。菩提の道も亦是くのごとし。或いは勤行精進する有り、或いは信方便を以て行じ易くして疾く阿惟越致に至るもの有り。」²⁵乃阿弥陀等の仏及び諸大菩薩を名を称して

一心に念ずれば、亦不退転を得」といへり。^上文の中に過去・現在の一百余の仏、弥勒・金剛藏・淨名・無尽意・跋陀婆羅・文殊・妙音・師子孔・香象・常精進・觀世音・勢至等の一

百余の大菩薩を挙げたり。其の中に広く弥陀仏を讃ぜり。諸の行の中に於て、唯し念仏の行修し易くして上位を証す。知りぬ是最勝の行なりといふことを。²⁵

『十住毘婆沙論』²⁶を引用して難行道と易行道を挙げ、易行道に念仏を配当している。このように難易二道判は源信によって、難行による得道を否定することなく機根の適否に応じて用いられている。²⁷

限られた例ではあるものの、『摧邪輪』によって批判される聖淨二門判に比して、個人の機根を問題にする難易二道判は穏便な教判論であるといえよう。

二 十宗における浄土宗の役割

ここでは右で指摘した教判論の異同を踏まえ、まず鎌倉時代から南北朝時代にかけての諸宗論を概観する。これにより、諍論や偏執を控えること、諸宗の得道を認めること、機根の多様さを認めることの三点が当時の学僧に留意されたことを指摘する。次に、『歩船鈔』がこれらの留意点を踏まえることと、それが当時に流布した法然の言説に違わないことを指摘する。

二一 諸宗論に求められた留意点

末本文美士氏によると、禪宗や浄土宗の立宗宣言を受けて、「宗」という概念をどのように規定するかについて反省が深められ、一三世紀後半には諸宗論が盛んになったという。²⁸その諸宗論は一四世紀

に入ると「新宗の主張で対立が高まった後、やがて諸宗併存・兼学の体制へと移行している。」²⁹といい、対立から併存という移行が存したと指摘している。こうした併存への移行にあつて諸宗論で留意された点が、諍論や偏執を自重し、諸宗の得道を認め、機根の多様さを認めることである。

円爾（一二〇二—一二八〇）の作と伝えられる『十宗要道記』³⁰の序文には、

今雨を分つ流を汲む末弟、互に相是非す之源を尋ぬれば、釈尊隨機の説法なり、諍論を起こと莫れ。一門を非し一門を是するは聖意に非ず。他宗を是するは自宗を非するにあらず、得益実には大甚なり。只宿縁に任せ何の門も入るべし。³¹

といい、機根に応じて説かれた釈迦の説法について諍論を起さないうち注意している。また、他宗を肯定しても自宗を否定することにはならないと述べている。

諍論に留意する様子は凝然（一二四〇—一二三二）が文永五（一二六八）年に著した『八宗綱要』の結びにも認められる。

以前に列する所の諸宗の次第。是は浅深の次第に非ず。唯言に随ひ列するのみ。何を列するも得べし。故に且く上のごとく之を列するのみ。人身聖教受け難く値ひ難し。適受値を得る。豈黙止を得むや。仍て管見を挙げ。以て来縁を結ぶ。微功朽ちずんば必ず菩提を証す。³²

注釈の順序は浅深によらないと断っている。³³

こうした姿勢は浄土門流の書物にも認められる。親鸞門流によつて著された『歎異抄』には、諸宗論の一部ではないものの、

当時、専修念仏のひと、聖道門のひと、法論をくわだて、わが宗こそすぐれたれ、ひとの宗はおとりなりといふほどに、法敵もいできたり、謗法もおこる。これしかしながら、みづからわが法を破謗するにあらずや。³⁴

といい、諸宗の勝劣を争わないよう注意している。

また、顕意（一二三八—一三〇四）の作と伝えられる『竹林鈔』³⁵の冒頭には、

聖道の外に立_二浄土時_一は。廃立を本とす。廢_二一代八万教_一。立_二念仏一法_一也。是更に真言・止観を輕しめ。律宗・禪宗を下すに非ず。法華は後五百歳遠沾_二妙道_一。真言は人寿十歳遙殘_二修行_一。一乗觀解三密の行法。何れも出離の要法也。律藏は身口の七支を護る。禪宗は心地の一法を明む。皆是得脱の指南也。誰か云_二無_二其益_一。³⁶

といい、これから主張する廢立に先立ち、諸宗の教法がいずれも得脱の指南であると断っている。

このほか聖觀（生没年不詳）が康暦二（一二三八〇）年までに著した『開題考文抄聞書』は、華嚴宗、天台宗、真言宗、三論宗、法相宗の概説を踏まえ、次のような問答を設けている。

問ふ。此等の法体に付て。勝劣有るべきや。若し有と言はば。

聖教万差所詮一理。修行多門。得果不二と云こと。是れ即機に

随て觀の差を設く。實には一理の上に。差別有るべからず。若し無と言はば。華嚴の五教を立て勝劣を論じて。天台宗は四教五時を立て差別を判ず。三論は二藏三法輪。法相は三時教。宗門□教内教外亦然なり。答ふ。實には然なり。聖教万差なれば修行無量なり。無量と雖も果は一理を得るなり。然と雖も一理の上に。重々無尽にして。勝劣有る事をは遮るべからず。爰を以て諸宗皆其の旨□談ず。^{②7}

諸宗における勝劣の有無について、所詮は一理と認めた上で談じられるものだと述べている。

こうした諸宗論の留意点は仏教説話にも認められる。無住（一二七—一二三二）が弘安六（一二八三）年に著し、その後も改訂を続けた『沙石集』に収載される「無言上人の事」がそれである。「無言上人の事」は、複数の修行僧が無言の行に際して他者を口頭で咎めてしまい、結果として誰も無言でいられなかったという失敗談に始まる。この失敗談を諸宗の偏執に当てて妙味とするものである。これによれば、

仏道に入因縁も、人によりて其愛樂し、信解する法門ことなり。此故に、仏万機を不_レ漏、方便を施して、八万四千の法門を説玉へり。（中略）我有縁の法をのみ執して、他の有縁の法をそしる事、又愚なる心也。^{②8}

といい、仏が八万四千の法門を説いたのは、あらゆる衆生を漏らさないためであると述べている。そして、有縁の法のみ執着して他

の法を誇らないよう注意している。その悪例を次のように挙げる。

近此三論の明匠与聞し上人、ある僧に語て云、「宗ごに、「吾宗勝たりく」と、偏執するに、我三論宗ばかりぞ、其偏執なき」といへり。此言は臆而偏執也。余宗は偏執あり劣也。吾宗偏執なし、勝たりとす。誠に偏執也。^{②9}

三論宗の高僧が、自宗にのみ偏執が存しないといい、余宗に勝れるさまを述べたという。無住はこのような姿勢こそ偏執であると注意している。ただし、無住は必ずしも自宗の優位を主張することを批判したわけではない。

義門の差別の時は、華嚴は五教を立て、法相三論をば、始教終教とくだし、天台は四教を立て、法相を別教に摂す。法相は一乗方便、三乘真実と云い、三論の師は、法相は三を執し、天台は一を執す。吾は非三非一と云て、余の所を毀。是機を引入する方便也。実証所を隔にあらじ。諸宗の論は、一往他宗の劣なる処を見て、我家の勝たる義を以てそしる。相撲を取に、吾がつよき所を以て、人のよはき所に当と云如し。只有縁の機に信心を深せん為也。謗法せよとにあらじ。求那跋摩三藏の云く、「諸仏各異端、修行理無二。偏執有_二是非_一。達者無_二違諍_一云云。」寔に偏執是非は、仏祖の意に不_レ可_レ叶。^{③0}

諸宗が他宗を誇るの機を誘引する方便であり、謗法を勧めているわけではないという。そして求那跋摩（？—四三二）の遺偈を引用し、あらためて偏執を戒めている。先に無住が三論宗の高僧の姿勢

を注意したのは偏執についてであり、勝劣を述べたことではない。

さて、これらの諸宗論で留意された点を整理すると、諍論や偏執を控えること、諸宗の得道を認めること、機根の多様さを認めることの三点が挙げられる。^④こうした点に留意するのは暦応元（一三三八）年に著された『歩船鈔』も例外ではない。

二二 『歩船鈔』の諸宗論と法然の言説

『歩船鈔』の序文には、先に見た諸宗論で留意される三点を踏まえる様子が認められる。

一代の諸教区に分れて、諸宗の所談各別なり。雖別歸する所の極理は一致なり。何も生死を離て涅槃を証し、迷を翻して悟を可_レ得故なり。求那跋摩三蔵の遺文の偈を見に、「諸論各異端、修行理無_二一、偏執有_二是非、達者無_二違諍_一」と云へり。誠に有_二智解、仏法の大意に通達せん人は、不_レ可_レ有_二偏執_一。然而、機根万差なるが故に、仏教又万別なり。各有縁の教に依て修行せば、速に解脫を可_レ得なり。^④

諸宗いずれも極理は一致するといひ、有縁の教によつて修行すれば解脫が得られると述べている。そして、『沙石集』でも用いられた求那跋摩の遺偈を引用し、偏執があつてはならないと注意している。また、機根が多様であるため仏教もまた多様であると述べている。

こうした見解は当時に流布した法然の言説と違わない。存覚が実見した『四十八卷伝』^④や『拾遺和語灯録』に収載される、法然が口

述し聖覚（一一六七—一二三五）が著したと伝えられる「登山状」^④（「元久法語」とも）には、次のような一節が認められる。

そもそも一代諸教のうち、顕宗・密宗、大乘・小乗、權教・実教、論家、部八宗にわかれ、義万差につらなりて、あるいは万法皆空の宗をとき、あるいは諸法実相の心をあかし、あるいは五性各別の義をたて、あるいは悉有仏性の理を談じ、宗々に究竟至極の義をあらそひ、各々に甚深正義の宗を論ず。みなこれ經論の実語也。そもそも又如來の金言也。あるいは機をと、のへてこれをとき、あるいは時をかゝみてこれをおしへ給へり。

いづれかあさく、いづれかふかき、ともに是非をわきまへがたし。かれも教これも教、たがひに偏執をいだく事なかれ。説のごとく修行せば、みなことごとく生死を過度すべし。法のごとく修行せば、ともにおなじく菩提を証得すべし。^④

究竟至極の義をあらそう諸宗の論がいずれも実語であり、機をととのえ説かれたものであるため、偏執しないよう注意している。先に見た諸宗論で留意される三点を含む内容である。

なお、右の「登山状」の語句とほぼ同文が、無住が嘉元三（一三〇五）年に著した『雑談集』の「無常の言」に認められる。この点について先行研究では無住の発案か浄土門流の発案かで見解が分か_レれているものの、当該類似は無住と浄土門流が諸宗論について同じ点に留意した証左と捉えられよう。

以上、鎌倉時代から南北朝時代にかけての諸宗論について、諍論

や偏執に留意すること、諸宗の得道を認めること、機根の多様さを認めることの三点が当時の学僧に留意されたことを指摘した。そして、『歩船鈔』がこれらの留意点を踏まえることと、それが当時に流布した法然の言説に違うことを指摘した。

存覚が浄土宗を除くあらゆる教法を否定するならともかく、八家九宗に浄土宗が加わる十宗体制を目指す以上、そこには諸宗との協調と浄土宗独自の役割の両方が求められよう。このとき存覚は諸宗論の留意点を踏まえ、必ずしも諸宗を否定しない教判論である難易二道判が聖浄二門判よりも適当であると理解し、十宗における浄土宗の役割を機根の適否に応じることと規定したと考えられる。

また、ただ難易二道判に立脚するのではなく、浄土宗を立てた法然の言説に違わないよう注意しながら教判論を再構成したと考えられる。果たして存覚が難易二道判をもって浄土宗の正当な教判論として時代に応じた更新を試みたと推測するのは早計だろうか。

三 日蓮教学と『歩船鈔』の難易二道判

存覚が難易二道判に基づき十宗を概説することは、十宗体制において易行を提供するのは浄土宗のみであるという主張と捉えられよう。このとき、難易二道判という教判論そのものが批判されたり、念仏に勝る易行が主張されたりすれば、浄土宗独自の役割を脅かすものとして存覚に危惧されたと推察される。⁵⁰ だからこそ存覚は『歩船鈔』の天台宗の項において、『法華経』の行が念仏よりも勝れた

易行であると主張する日蓮教学に反駁したと考えられる。⁵¹ このような視座を踏まえ、ここではあらためて『歩船鈔』の浄土宗の項を検討し、日蓮教学による難易二道判批判に応答する側面を指摘する。

先に見たとおり、法然も『歩船鈔』も浄土宗の教判論を担保するために天台（智顗）という人名や『十疑論』という書名を提出していた。ただし、『歩船鈔』は人名や書名にとどまらず釈文を引用しており、法然に比して智顗の用例が多い。このことは、存覚が智顗を日蓮教学で依拠される人物であると理解し、日蓮教学における難易二道判批判に反駁したためではないだろうか。日蓮教学は曇鸞、道綽、法然における難易二道判の無理解を主張する一方、智顗については人師においてただ一人の識者と位置付けている。

三十一 法然と『歩船鈔』における『十疑論』の用例
あらためて法然と『歩船鈔』の教判論から智顗の用例を示すと以下のとおりである。まず『選択集』では、

此の中の難行道は即ち是聖道門なり。易行道は即ち是浄土門なり。難行・易行、聖道・浄土、其の言異りと雖も、其の意は同じ。天台・迦才之に同じ、知るべし。⁵²

といい、天台こと智顗の名を示すにとどまる。⁵³ 次に『逆修説法』では、

此の二道を立ことは、曇鸞一師に限ず。天台の『十疑論』にも同く引釈し給へり。⁵⁴

といい、『十疑論』の書名を提出するものの、内容を引用していない。

一方で『歩船鈔』は人名と書名に加え、次のように『十疑論』で難行道と易行道に言及される箇所を引用している。網掛けを付したのが直接引用と見られる箇所である。

又天台大師の『十疑』にも、龍樹の論判に依て、穢土の修行の成じ難き事を顕し、淨土の証悟の決定なる義を判ぜり。先づ、難行道の相を釈すとして、『智度論』に「具縛凡夫、雖有三大悲心、則願生惡世救苦衆生者、無有是處」と云へる文を引て、下に私の釈を加へられて云く、「何以故、惡世界中、煩惱境強、自無忍力。隨境所轉、声色所縛、自墜三塗。焉能救衆生。縱令得生人中、聖道難得。或因施戒修福生人中、得作國王・大臣・長者・富貴自在。縱有善知識不肯信用、貪瞋・放逸故造衆罪。乘此惡業一入三途、經無量劫。從地獄・出、受貧賤人身。若不逢善知識、還墮地獄。如此輪迴、至於今日人々皆如是。此名難行道也」と云へり。次に易行道の義を釈する文に云、「凡夫無力、唯須專念阿彌陀仏、便得三昧。以業成故、臨終斂念得生決定無疑。見阿彌陀仏証無生忍已還來三界、乘無生忍、救苦衆生、廣施仏事、任意自在。故『論』云、遊戯地獄門者、生彼國已、得無生忍已還入生死國、教化地獄救苦衆生。以此因緣求生淨土者、願識其教。故『十住毘婆沙論』云名

『易行道』と云へり。⁵⁵⁾

このように、智顗によつて難易二道判を担保する用例が法然に比して多い。⁵⁶⁾こうした『歩船鈔』の教判論における智顗の用例について注意されるのが、日蓮教学における難易二道判批判と智顗の位置付けである。

三二 日蓮教学における難易二道判批判と智顗の位置

日蓮教学における難易二道判批判は、日蓮が正元元（一二五九）年に著した『守護国家論』や、文永九（一二七二）年ごろまでの成立とされる『顕謗法鈔』⁵⁷⁾に認められる。まず、法然教学批判を展開する『守護国家論』は、『法華經』による行が難行でなく易行である旨を次のように述べている。

隨て四依の大士龍樹菩薩 十住毘婆沙論には法華已前に於て難易の二道を分ち 取て四十余年已後の經に於て難行の義を存せず。其上若修し易きを以て易行と定めば 法華經の五十展轉の行は称名念仏より行じ易きこと百千万億倍なり。若亦勝を以て易行と定めば 分別功德品に爾前四十余年の八十万億劫の間檀・戒・忍・進・念仏三昧等先きの五波羅蜜の功德を以て法華經の一念信解の功德に比するに 一念信解の功德は念仏三昧等の先きの五波羅蜜に勝ること百千万億倍なり。難易勝劣と謂ひ行淺功深と謂ひ 觀經等の念仏三昧を法華經に比するに 難行の中の極難行 勝劣の中の極劣なり。⁵⁸⁾

『法華經』の行には難易二道判が適用されないという。そして、もし修しやよいことを易行と定めるなら、称名念仏よりも『法華經』の行が勝るといふ。また次のように述べている。

請ひ願くは今の世の道俗 設ひ此書を邪義なりと思ふと雖も
且く此念を抛て 十住毘婆沙論を開き其難行の内に法華經の入
不入を檢べ 選択集の準之思之の四字を按じて 後に是非を致
せ。謬て悪知識を信じ 邪法を習ひ 此生を空すること莫れ。⁶⁴⁾

『十住毘婆沙論』が『法華經』を難行に含んでいるかどうかを点検するよう述べ、くれぐれも悪知識こと法然を信じないように注意している。つまり、法然の難易二道判を誤りとする主張である。

次に、『法華經』に依拠しない諸宗に謗法罪を認める『顯謗法鈔』は、智顗のみを肯定し、他の一切の人師を批判している。

而を善無畏・金剛智・不空・法藏・澄観・慈恩・嘉祥・南三北
七・曇鸞・道綽・善導・達磨等の、我が所立の依經を一代第一
といえるは教をしらざる者なり。但一切の人師の中には天台智
者大師一人教をしれる人なり。曇鸞・道綽等の聖道浄土・難行
易行・正行難行は、源と十住毘婆沙論に依。彼本論に難行の内
に法華真言等を入と謂は僻案なり。論主の心と論の始中終をし
らざる失あり。⁶¹⁾

一切の人師において、智顗のみが教を知る者であると述べている。また、難行に法華・真言を含むのは僻案であるといい、曇鸞や道綽における『十住毘婆沙論』の無理解を主張している。

このように日蓮教学は『法華經』の行が称名念仏よりも易行であると主張し、曇鸞、道綽、法然の難易二道判を批判している。また、智顗のみを識者と位置付けている。

こうした日蓮教学に立脚する法華宗徒と存覚が宗論を交わしたのが暦応元（一三三八）年であり、『歩船鈔』の成立年である。⁶²⁾ 存覚が難易二道判を用いて十宗における浄土宗の役割を規定しようと試みるとき、法華宗徒への対応を念頭に置いたことは想像に難くない。その対応とは、曇鸞、道綽、法然における『十住毘婆沙論』の無理解を主張する日蓮教学に対し、日蓮教学でただ一人の識者と位置付けられる智顗を法然の用例より多く担保に用いることで、浄土宗における難易二道判の理解が正当であると主張することだったと考えられる。

おわりに

本論では親鸞門流よりも広い範囲である浄土門流という視座を設け、『歩船鈔』の検討を通じ、存覚の浄土門流としての側面を以下の次第で指摘した。

第一に、法然と『歩船鈔』の教判論を比較した。『歩船鈔』と法然の教判論は、専修念仏を勧めるために聖浄二門判と難易二道判に言及し、智顗や基を用いて教判論を担保していた。また、聖道門・浄土門＝難行道・易行道＝三乗・浄土であると述べていた。このような共通点が認められることから、『歩船鈔』の教判論は法然の教

判論に基づき構成されたと考えられる。

ただし、聖浄二門判の次に難易二道判に言及する法然とは異なり、『歩船鈔』は難易二道判の次に聖浄二門判に言及していた。そこで聖浄二門判と難易二道判に目を向けると、聖浄二門判には聖道門の得道を認めず、行者の機根をあらかじめ規定する側面が認められた。一方で難易二道判には、必ずしも難行による得道を否定せず、行法の選択を行者に委ねる側面が認められた。つまり、他宗の教義を問題にするか、個人の機根を問題にするかという点で異なる。

第二に、右の異同を踏まえ、鎌倉時代から南北朝時代にかけての諸宗論を概観し、諍論や偏執に留意すること、諸宗の得道を認めること、機根の多様さを認めることの三点が当時の学僧に留意されたことを指摘した。そして、『歩船鈔』がこれらの留意点を踏まえることと、それが当時に流布した法然の言説に違うことを指摘した。これらのことから、存覚は諸宗論の留意点を踏まえ、必ずしも諸宗を否定しない教判論である難易二道判が聖浄二門判よりも適当であると理解し、十宗における浄土宗独自の役割を機根の適否に应じることと規定したと考えられる。また、ただ難易二道判に立脚するのではなく、浄土宗を立てた法然の言説に違うよう注意しながら教判論を再構成したと考えられる。

第三に、あらためて『歩船鈔』の浄土宗の項を検討し、日蓮教学による難易二道判批判に応答する側面を指摘した。『歩船鈔』の教判論における智顗の用例は、法然の教判論の用例に比して多い。こ

のことに ついて、存覚は、曇鸞、道綽、法然における『十住毘婆沙論』の無理解を主張する日蓮教学に対し、日蓮教学でただ一人の識者と位置付けられる智顗を法然の用例より多く担保に用いることで、浄土宗における難易二道判の理解が正当であると主張したと考えられる。

以上のことから存覚は、法然の言説に違うよう注意しながら難易二道判に力点を置いて法然の教判論を再構成し、時代による教法の是非よりも機根の適否に应じるのが十宗における浄土宗の第一の役割であると規定したと考えられる。本研究の成果により、存覚教学における研究視座の拡張が期待される。

註

- ① 存覚『存覚一期記』（浄土真宗本願寺派総合研究所 教学伝道研究室「編纂」『浄土真宗聖典全書』（以下『聖典全書』）四（本願寺出版社、二〇一六年）、一三九七頁、一四〇〇―一四〇三頁）
- ② 存覚『破邪顕正抄』（『聖典全書』四、五八九頁）
- ③ 存覚『歩船鈔』（『聖典全書』四、七五九頁）
- ④ 『破邪顕正抄』の成立年は、複数の写本から元亨四（一二二四）年と知られる（川添泰信「破邪顕正抄の書誌について」『龍谷大学仏教文化研究所「編」『龍谷大学善本叢書（七）『破邪顕正抄』』『顕名鈔』（龍谷大学、一九八七年）五二二―五二八頁）。『歩船鈔』の成立年は、寂慧『鑑古録』で暦応元（一二三三）年の項に記載されることから同年と考えられている（寂慧『鑑古録』（妻木直良「編纂」『真宗全書』六八（藏経書院、一九一四年）、三七三頁上―下））。

⑤ 管見に及んだ『歩船鈔』の研究蓄積は以下のとおりである。北塔光昇「『八宗綱要』と『歩船鈔』の構成上の相似性について」（『印度哲学仏教学』九、一九九四年）。岡本一平「日本の仏教綱要書について」（『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』三二、一九九九年）。松本巧晴「編著」『存覚上人の歩船鈔訳註と校異』（自照社出版、二〇〇七年）。龍口恭子「『歩船鈔』における十宗・存覚の修学の系譜を中心に」（『印度学仏教学研究』五七―一、二〇〇八年）。龍口恭子「存覚『歩船鈔』と十宗―仏教概論としての構想―」（『印度学仏教学研究』五八―一、二〇〇九年）。龍口恭子「存覚と仏心宗―『歩船鈔』の一考察―」（『印度学仏教学研究』六一―一、二〇一二年）。永村眞「真宗と余乗―存覚の著述を通して―」（『日本女子大学大学院文学研究科紀要』一六、二〇一〇年）。野呂靖「存覚撰『歩船鈔』における聖道門理解―「華嚴宗」項の検討を中心に―」（『真宗研究』五五、二〇一一年）。赤井智顕「存覚上人における聖道門理解について―幸西義との関わりを通して―」（『宗学院論集』八七、二〇一五年）。中村玲太「中世仏教綱要書と浄土宗西山義」（『仏教史学研究』六三―二、二〇二二年）。概して仏教綱要書や諸宗論との関連を検討するものと、『歩船鈔』が概説する各宗に焦点を合わせたものに大別されよう。

⑥ 義讓（一七九六―一八五八）は浄土宗の項と『選択集』の構成との類似に言及するものの、「浄土宗の下の所明選択集にあて、見れば。已上は教相章聖浄二門難易二道の判釈に当る。」（義讓『歩船鈔甲辰記』（真宗典籍刊行会「編」真宗大系）二八（真宗典籍刊行会一九二五年、三四二頁下）と述べるにとどまる。このほか浄土宗の項で『法華文句』が引用される背景について、「文の裏では彼の日徒に対し給ふ思召あるが已下の一段なり」（同右、三四〇頁上）といい、法華宗徒との関連に言及している。赤井智顕氏は前掲論文で「聖道門の「聖」を聖者と規定し、それを初地以上の菩薩と見做していく様な見解、また聖道門を為聖の教、浄土門を為凡の教と論

じていく存覚の聖道門理解は幸西の意を受けるものであったといえる。」（赤井智顕「存覚上人における聖道門理解について―幸西義との関わりを通して―」七四―七五頁）といい、幸西（一一六三―一二四七）との関連に言及している。中村玲太氏は前掲論文で「西山義の「化前序」説から仏教の枠組みを示すのが『歩船鈔』である。」（中村玲太「中世仏教綱要書と浄土宗西山義」一六頁下）といい、西山義との関連に言及している。また「浄土宗各派の特徴的な教義を極力、意識的に排除しているのではないか」とも述べ、存覚が「最大公約数的に「浄土宗」の記述をしようと心がけた」ものと推測している（同右、一六頁上）。

⑦ ここでいう法然の言説とは、存覚当時に流布した法然教学、法然遺文、法然伝を指す。これらが史実か否かは不明である。しかし、本研究においては存覚当時に法然の言説として流布した事実が重要である。あるいは本論で指摘するように、法然の言説に違わないよう注意する存覚の姿勢をもって、それらが当時に一定の説得力を有した法然の言説であると捉えることも可能ではないだろうか。

⑧ 法然『選択集』（『聖典全書』一（本願寺出版社、二〇一三年）、二二五四頁。原漢文）

⑨ 同右、一二五六頁。原漢文。

⑩ 同右、一二五六―一二五七頁。原漢文。

⑪ 同右、一二五七頁。

⑫ 同右、一二五七―一二五八頁。原漢文。

⑬ 法然「述」逆修説法』（『聖典全書』六（本願寺出版社、二〇一九年）、一九二頁。原漢文）

⑭ 同右、一九二―一九三頁。原漢文。

⑮ 同右、一九三頁。原漢文。

⑯ このほか法然の教判論と異なり、存覚は迦才を引用していない。この事情は今後の検討課題である。

⑰ 存覚『歩船鈔』（『聖典全書』四、七八三―七八四頁）

- 18 同右、七八四頁。
- 19 同右。
- 20 同右、七八四—七八五頁。
- 21 法然『選択集』（『聖典全書』一、一二五三頁。原漢文）
- 22 同右、一二五六頁。原漢文。
- 23 明恵『摧邪輪』（『浄土宗全書』八、七六九頁上—下。原漢文）
- 24 源信『往生要集』（『聖典全書』一、一〇一三頁。原漢文）
- 25 同右、一二三二—一二三三頁。原漢文。
- 26 道綽も『安樂集』において「十住毘婆沙論」を引用して難行道と易行道に言及するものの、必ずしも易行道を念仏に限定する内容ではない（道綽『安樂集』（『聖典全書』一、六〇七—六〇八頁））。
- 27 法然が諸行による得道を否定することなく機根の適否に注意する様子は、「要義問答」（『和語灯録』三（『聖典全書』六、五〇六—五〇七頁））、『黒谷源空上人伝』（塙保己一『編纂』『続群書類従』九—上（続群書類従完成会、一九八八年）、一〇頁上—下）、『四十八巻伝』（中井真孝『校注』新訂 法然上人総伝（思文閣出版、二〇一二年）八九—九〇頁）に伝えられる。
- 28 末本文美士「顕密体制論以後の仏教研究—中世の諸宗論から—」（『日本仏教総合研究』六、二〇〇八年）一三頁下—一四頁上。
- 29 同右、一三頁上。
- 30 『十宗要道記』の原本は報告されていないものの、先行研究では「基本的には円爾のものとして良いように思われる。」（和田有希子「十宗要道記」解題（中世禅籍叢刊編集委員会『編』『中世禅籍叢刊』四、臨川書店、二〇一六年）六七四頁上）と判断されている。
- 31 円爾『十宗要道記』（『中世禅籍叢刊』四、五七九頁。原漢文）
- 32 凝然『八宗綱要』（鈴木學術財団『編』『大日本仏教全書』二九（鈴木學術財団、一九七一年）、二五頁上。原漢文。書き下しには平川彰『八宗綱要』下（大蔵出版、一九九二年）、八四四—八四五頁を参考に用いた）

『歩船鈔』における難易二道判の展開

- 33 この一段について平川彰氏は「天台宗を華嚴宗の前に置いたことへの配慮であろう。」（平川彰『八宗綱要』下、八四五頁）と述べている。しかし、凝然は特定の宗名を挙げておらず、十宗を注釈した後にこの一段を置いているため、当面は華嚴宗に限らず諸宗に配慮したと捉えるのが穏当ではないだろうか。なお、凝然における注釈順序については前掲の北塔光昇『八宗綱要』と『歩船鈔』の構成上の相似性についてで検討されている。
- 34 『歎異抄』（教学伝道研究センター『編纂』『聖典全書』二（本願寺出版社、二〇一一年）、一〇六一—一〇六二頁）
- 35 先行研究では『竹林鈔』の撰者は顕意ではなく、成立についても顕意より時代が下る可能性が示唆されている（中村玲太「西山義における「帰命」解釈の多様な展開—真宗学の西山理解を契機として—」（『現代と親鸞』四六、二〇二二年）一七頁下—一九頁下）。
- 36 『竹林鈔』（『大正蔵』八三、四六二頁下）
- 37 聖観『開題考文抄開書』（『続浄土宗全書』一〇、二七七頁上。原漢文。書き下しに際し、判読不明な文字は「□」と表記した。「付」のレ点は無視した。「天台宗立□四教五時」の「立□」は返り点「ㄣ」の脱落と捉えた）
- 38 無住『沙石集』（渡邊綱也『校注』『日本古典文学大系』八五（岩波書店、一九六六年）、一六九—一七〇頁）
- 39 同右、一七〇頁。
- 40 同右、一七二—一七三頁。
- 41 このうち諍論や偏執を控えることと諸宗の得道を認めることにについて、平雅行氏は「顕密八宗や穩健派・禅律僧たちは、互いを方便として認め合いながら、優位性を競い合っている。そしてそこでは、自らの価値性を極端に主張することは「偏執」として戒められた。（中略）悟りの手段としての優劣を競い合うが、目指すゴール（悟り）は同じというのが、彼らに共通する考えであった。」（平雅行『鎌倉仏教と専修念仏』（法蔵館、二〇一七年）四五五頁）といい、

鎌倉時代の顕密八宗や穩健派・禪律僧の考えとして捉えている。

- ④② 存覚『歩船鈔』（『聖典全書』四、七五九頁）

④③ なお、「無言上人の事」で求那跋摩の遺偈を引き合いに出すのは梵舜本である。米沢本には認められない。

④④ 存覚が『四十八巻伝』を実見したことは『存覚上人袖日記』の記述から知られる（存覚『存覚上人袖日記』（『聖典全書』四、一四六三頁上―下）。『四十八巻伝』の成立は、先行研究によると正和二（一二三三）年から正中元（一二三四）年の間（中井真孝『法然上人絵伝の研究』（思文閣出版、二〇一三年）四五頁）であり、『歩船鈔』の成立に先立つ。

④⑤ 「登山状」の成立下限について、先行研究では『雑談集』が成立した嘉元三（一二〇五）年とされる（龍口恭子「登山状」の形成に関する一考察―「雄俊伝」を中心に」（『宗教研究』七九―四、二〇〇六年）二八五頁上）。

④⑥ 『拾遺和語灯録』中（『聖典全書』六、六二〇頁）。『四十八巻伝』三二（『新訂 法然上人絵伝』二八三―二八四頁）。

④⑦ 「ととのふ」とは整理したり調子を合わせたりする意味を有する。ここでは正確な意味を把握しづらいものの、機根が多様であることを踏まえた発言であることは争われないであろう。なお、先行研究では「ある時には人びとの理解力を高めてこれを説き」（浄土宗総合研究所「編」『現代語訳 法然上人行状絵図』（浄土宗、二〇一三年）三五四頁）と現代語訳されている。

④⑧ 無住『雑談集』（山田昭全、三木紀人「編校」『雑談集』（三弥井書店、一九七三年）一四六頁）

④⑨ この発案者について、小林智昭「法然の法語―登山状をめぐる―」（『仏教文学研究』三、一九六五年）では無住説が提出され、龍口恭子「登山状」の形成に関する一考察―「雄俊伝」を中心に―では聖覚説が提出されている。関連する先行研究に、吉澤義則「沙石集と雑談集」（『鎌倉文学史』東京堂、一九四〇年）、後藤丹治

「登山状と雑談集」（『中世国文学研究』磯部甲陽堂、一九四三年）がある。

⑤⑩ 日蓮『報恩抄』は「日蓮が南無妙法蓮華經と弘ふれば南無阿弥陀仏の用は月のかくるがごとく、塩のひる（干）がごとく、秋冬の草のかる、がごとく、氷の日天にとくるがごとくなりゆくをみよ。」（立正大学日蓮教学研究所「編纂」『昭和定本日蓮聖人遺文』（以下『定遺』（身延山久遠寺、一九八八年）一二四四頁）といい、唱題目が称名念仏の代わりになる旨を述べている。

⑤⑪ 『歩船鈔』の天台宗の項に設けられた問答について、先行研究では日蓮教学への反駁であると捉えられている。義讓『歩船鈔甲辰記』（『真宗大系』二八、二三八頁上―下、三二一頁下）。山崎精華『歩船鈔』（宇野円空『存覚上人』（国書刊行会、一九八七年）四一六―四一九頁）。熊野恒陽『存覚の法華念仏の対判をめぐる』（『真宗研究』三九、一九九五年）八頁。松本巧晴『存覚上人の歩船鈔註と校異』六二頁。武宮真如『存覚『浄土真要鈔』と日蓮『守護国家論』―存覚の善知識論にうかがう日蓮教学への応答―』（『真宗学』一四八、二〇一三年）五九頁。

⑤② 法然『選択集』（『聖典全書』一、一二五七頁。原漢文）

⑤③ ここでいわれる「天台」について存覚は、法然によって「十疑論」が意図されたものと理解している（存覚『選択註解鈔』（『聖典全書』四、八九一頁））。

⑤④ 法然「述」『逆修説法』（『聖典全書』六、一九二頁。原漢文）

⑤⑤ 存覚『歩船鈔』（『聖典全書』四、七八五―七八六頁）

⑤⑥ なお、教判論にかかる「十疑論」の引用は、聖光（一二六一―一二三八）が『選択集』を注釈した『微選択本願念仏集』にも認められる。ただし、「又天台大師の云く。仮令人中に生ことを得れども聖道得難し至此を難行道と名くなり至十住毘婆沙論に易行道と名くなり。」（聖光『微選択本願念仏集』上（『浄土宗全書』七、八五頁下。原漢文））と見えるように、『十疑論』の引用は一部にとど

まる。

⑤7 『顕謗法鈔』の成立年について、先行研究では伊豆配流中の弘長二（一二六二）年ごろとする説や、文永九（一二七二）年ごろとする説が提出されている（庵谷行亨「日蓮聖人教学における仏法の弘通（一）——四依の菩薩を中心として——」（『日蓮学』四、二〇二〇年）二三頁。山上弘道『日蓮遺文解題集成』（興風談所、二〇二三年）二二八頁上—下）。

⑤8 日蓮『守護国家論』（『定遺』一〇八一—一〇九頁。原漢文）

⑤9 このほか日蓮『戒体即身成仏義』には「法華經の悟と申は易行の中の易行也。」（日蓮『戒体即身成仏義』（『定遺』一三頁））といい、『法華經』に関わる易行が主張されている。『戒体即身成仏義』の成立は先行研究によると、仁治三（一二四二）年、文永三（一二六六）年、仁治二（一二四一）年ごろから宝治（一二四七—一二四九）年間ごろといった説が提出されている（山上弘道『日蓮遺文解題集成』二頁上—下）。

⑥0 日蓮『守護国家論』（『定遺』一二二—一二三頁。原漢文）

⑥1 日蓮『顕謗法鈔』（『定遺』二七〇頁）

⑥2 存覚が暦応元（一二三八）年に法華宗徒と宗論を交わしたことは『存覚一期記』（『聖典全書』四、一四一—一四五頁）の記述から知られる。